

アンチ・ドーピング委員会 運営規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人 日本近代五種協会という)定款第39条の規定に基づいて設置するアンチ・ドーピング特別委員会(以下「委員会」という)の運営に関し、必要な事項について定める。

(委員会の実行事項)

第2条 本委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

1. アンチ・ドーピングの啓蒙
2. ドーピングチェックの対象競技会の指定
3. ドーピングチェックの実施
4. 実施結果の報告
5. 実施結果による対策及び措置
6. その他アンチ・ドーピングに必要な事項

(委員会の構成)

第7条 委員会は、会員有志によって構成する。

2. 委員会は委員長を置き、必要に応じて副委員長を置く。
3. 委員長は、委員会を代表して理事会に出席する。

(任 期)

第8条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(会 議)

第9条 委員会は、委員長が必要に応じて召集する。

1. 委員会の議長は委員長が行う。
2. 委員会の議決は、出席者の2/3以上をもっておこなう。
但し、自筆書面による委任状はこれを有効とする。
3. 委員会の議決内容は、議事録により会長に報告され、必要に応じて理事会の審議事項とする。
4. その他、委員会の運営に関しては理事会の決議による。

第10条 この規則は、理事会の議決をもって改廃する。

付 則

1. この規則は、平成11年6月19日から施行する。
2. この規則は、平成14年11月25日から特別委員会から専門委員会に編入する。
3. 平成23年4月1日分離により、付則1を変更する。